

全団体必要様式

(その1)

收支報告書

4.2.22
令和
(令和 年月日開催分)

年分

(ふりがな)じゅみんしゅとうざいんさせんじふ

1 政治団体の名称

自由民権行動員近隣市第セ支部

2 主たる事務所の所在地

近隣市大和町Pc寺 2763-23

3 代表者の氏名

留守代幸

4 会計責任者の氏名

留守代幸

事務担当者の氏名

西川直子

(電話) 0952-64-8484

(電話) _____

(電話) _____

政治団体の区分			
<input type="checkbox"/> 政	党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項	
<input checked="" type="checkbox"/> 政 党 の 支 部		の規定による政治団体	
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体		<input type="checkbox"/> その他の政治団体	
		<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類	_____
資金管理団体	_____
の届出をした	_____
者 の 氏 名	_____

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者 の 氏 名	_____
公職の種類	_____

資金管理団体の指定の期間		
年	月	日から
年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間		
年	月	日から
年	月	日まで

- 備考 1. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在の状況により、いずれかに「✓」を記入すること。
 2. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合にのみ記載すること。
 3. 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。
 4. 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ「✓」を記入すること。
 5. 「国会議員関係政治団体の区分」の欄の中の「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。
 6. 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。

全団体必要様式

(その2)

収支の状況

1 収支の総括表

収入総額 A	十億		百万	千	百	十	円
(前年からの繰越額)			3	0	8	3	1
(本年の収入額)			3	8	6	7	2
支出総額 B			2	6	9	6	1
翌年への繰越額 A-B			2	6	9	5	8
			3	8	7	4	0
			0	0	0	0	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億		百万	千	百	十	円
金額			1	1	6	4	0
員数			7	6			

ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	600000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	2520000	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	2580000	
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]	0	
イ 政 党 置 名 寄 附	0	
合計 (ア+イ)	2580000	

(その6)

(6) その他の収入

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載し、1件当たりの金額が10万円未満のものについては一括してその合計金額を記載すること。
2. 「摘要」欄には、その基因となった事実を具体的に記載すること。
3. 「備考」欄には、年月日を記載すること。

(その7)

- 備考**

 - 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。）であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
 - 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別枠とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
 - 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「⑩ 甲野太郎」というように記載すること。
 - 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
 - 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額				年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考		
有限会社福地石油	60	000	0	0	3.3.26	千葉市八千代市3-12-1	福地正美			
東興開発有限会社	120	000	0	0	3.1.27	千葉市神野西3丁目12番14号	坂村一男			
株式会社日本ヨーテ	60	000	0	0	3.1.26	千葉市大財上丁目2-16	嶋山えり子			
株式会社松永産業	60	000	0	0	3.1.26	千葉市富士町古湯8-8	松永光司			
株式会社サエト	60	000	0	0	3.1.26	千葉市今宿町1-10	吉原孝良			
株式会社本山建設	120	000	0	0	3.9.9	武雄市朝日町中野11403-3	本山泰宏			
有限会社森田建設	60	000	0	0	3.3.31	千葉市富士町古湯8-6	森田浩			
有限会社東昇建設	60	000	0	0	3.1.25	千葉市大和町東山田25448	北島隆彦			
株式会社グラン開発	60	000	0	0	3.3.9	小城市小城町岩戻5335-8	吉原英一			
株式会社池田建設	60	000	0	0	3.3.17	千葉市下和田1丁目1743-1	池田博司			
株式会社川原建設	60	000	0	0	3.4.30	千葉市富士町古湯270-1	川原竜也			
有限会社柳川商店	60	000	0	0	3.3.5	千葉市大和町梅野18-6-1	柳川重登			
株式会社高岡建設	120	000	0	0	3.3.9	千葉市富士町上熊川118-1	山口博秀			
五光工業株式会社	120	000	0	0	3.6.10	千葉市久保田町久保田601	本木幸秀			
麻衣建設株式会社	120	000	0	0	3.9.21	千葉市久保田町徳方401	森木浩直			
この頁の小計				1200000						
その他の寄附										
合計										

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「⑩ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額				年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
有限会社松石建設	十億	百万	6	千	000円	3.3.9	山形県酒田市大和町下二瀬442-1	松石次男
株式会社中野建設			60	000	0	3.3.9	山形県酒田市江戸町11番23号	中野武夫
名部建設 株式会社			60	000	0	3.3.31	山形県酒田市大和町70号854-1	名部健
株式会社新大和観光			120	000	0	3.12.22	山形県酒田市大和町梅野120	宮原嘉余子
有限会社ダグダ・エンデック			60	000	0	3.4.12	山形県酒田市本庄町原子1725	松木勝人
有限会社山中庭園			60	000	0	3.1.26	山形県酒田市金立町金立1197-328	山中一則
株式会社グロース			60	000	0	3.1.26	山形県酒田市神野東4丁目1-6	山田匡一
株式会社アートリバー			60	000	0	3.1.26	山形県酒田市川13-28	里手中拓実
富士警備保障 株式会社			240	000	0	3.1.26	山形県酒田市鍋島町八戸満140-11-1-原龍治	
株式会社久富組			60	000	0	3.1.26	山形県酒田市川下熊川113-2	久富正人
株式会社日設工業			60	000	0	3.1.26	山形県酒田市大和町東山田3584-4	田代安弓
株式会社井手興業			60	000	0	3.3.31	山形県酒田市久保井町上和早478-6	井手隆彦
株式会社豊政建			60	000	0	3.3.19	山形県酒田市豊岡町下熊川159-68	政國博文
株式会社立田組			60	000	0	3.3.17	山形県酒田市三浦村藤原3747	立田守正
株式会社江里口造園			60	000	0	3.3.25	山形県酒田市鍋島町八戸1637-4	江里口義章
この頁の小計			1140	000	0			
その他の寄附								
合計								

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「⑩ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

- 備考**

 - 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。）であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
 - 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別枠とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
 - 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「⑩ 甲野太郎」というように記載すること。
 - 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
 - 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表								
項 目	金 領							備 考
	十 億		百 万	千		円		
1 経 常 経 費								
(1) 人 件 費			1 3 2 7 5 5 0					
(2) 光 熱 水 費				9 5 9 7 5				
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				4 8 4 3 5 9				
(4) 事 務 所 費				3 4 4 8 0 0				
小 計			2 2 5 2 6 8 4					
2 政 治 活 動 費								
(1) 組 織 活 動 費				3 0 1 0 5 4				
(2) 選 挙 関 係 費					0			
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費								
ア 機関紙誌の発行事業費					0			
イ 宣 伝 事 業 費					0			
ウ 政治資金パーティー開催事業費					0			
エ そ の 他 の 事 業 費					0			
(4) 調 査 研 究 費				4 2 0 0 0				
(5) 寄 附 ・ 交 付 金				1 0 0 0 0 0				
(6) そ の 他 の 経 費					0			
小 計			4 4 3 0 5 4					
合 計			2 6 9 5 7 3 8					

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出の項目ごとにその額を「備考」欄に記載すること。

(その15)

この様式は政治活動費用です。

備考 1. 1件当たりの金額 (数回にわたってされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーフレ」などと記載すること。

4、「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

この様式は政治活動費用です。

- 備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（ ）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチケット」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

この様式は政治活動費用です。

備考 1. 1件当たりの金額 (数回にわたってされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支
出にあっては1万円を
超える支
出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかつた期間に行った支
出にあっては5万円以上の支
出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシ一代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

全団体必要様式

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4年 2月 22日

政治団体の名称 自由民主党佐賀県伊万里市第一支部

会計責任者の氏名 留守キヨ子 

代表者の氏名 _____ 
(解散の場合のみ)

(備考)

- 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
- 2 解散の場合のみ「代表者の氏名」欄も、記入押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。